見積合わせ説明書

１　見積合わせに付する事項

（１）件名

衣類等の洗濯の単価契約

（２）仕様書

別添のとおり

（３）契約期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日

（４）納入場所

埼玉県総合リハビリテーションセンター

２　見積合わせの方法及び日時

（１）方法

見積合わせ

（地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第３号及び埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第102条の３の規定による随意契約の手続）

単価に令和５年度の予定数量を乗じた金額の総計を見積金額とし、これを採用の決定基準とする。契約に際しては、各単価を契約金額とする。

（２）見積書の提出期限

令和５年３月２９日（水）午後5時まで

電子メール、ＦＡＸ、持参等により下記４担当あて提出すること。

また、提出した旨の電話連絡を行い、担当者に確認をとること。

（３）採用者の決定方法

ア　財務規則第103条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を採用業者とする。

イ　予定価格の範囲内の価格の見積書を提出した者がいないとき、あるいは採用となるべき同額の見積書を提出した者が２人以上いるときは、再度見積合わせを実施するものとする。

３　消費税等に関する注意事項

（１）採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって採用価格とするので、見積合わせ参加者は、消費税及び地方消費税額に係る課税業者であるか否かを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

（２）単価契約を締結するに当たっては、消費税及び地方消費税額を除いた衣類等の洗濯内訳書を作成するので、その単価に基づき算出した金額に当該金額の消費税及び地方消費税額を加算して、県に代金を請求するものとする。

代金に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

４　照会先・提出先

見積合わせ及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒362－8567　埼玉県上尾市大字西貝塚148番１

事務局　　管財・用度担当　田中

電　話　　048－781－6744

ＦＡＸ　　048－781－1552

電子メール　n8122227@pref.saitama.lg.jp